

令和4年度第2回 自動車整備技能登録試験のご案内

令和4年度第2回自動車整備技能登録試験が、下記のとおり実施されますので、ご案内いたします。

なお、受付期限を過ぎたものは受付できませんので、期日に遅れないようご準備ください。

記

1. 試験日

【筆記】：令和 5年 3月26日（日）

【口述】：令和 5年 5月14日（日）〔一級小型のみ〕

【実技】：令和 5年 8月27日（日）〔一級小型のみ〕

※ 1級の口述試験、実技試験は受験者が少ない場合、沖縄県では実施いたしません。
（他府県の試験会場で実施）

※ 1級受験者で、すでに登録試験の筆記試験に合格している場合、口述試験から、学科試験合格者は実技試験から受験することができます。

2. 受付

令和 5年 1月23日（月）～ 令和 5年 1月27日（金）まで

3. 試験種目

【学科筆記試験】

- ・ 1 級 小 型 自 動 車
- ・ 2 級 ガ ソ リ ン 自 動 車
- ・ 2 級 ジ ー ゼ ル 自 動 車
- ・ 2 級 自 動 車 シ ャ シ
- ・ 3 級 自 動 車 シ ャ シ
- ・ 3 級 自 動 車 ガ ソ リ ン エ ン ジ ン
- ・ 3 級 自 動 車 ジ ー ゼ ル
- ・ 3 級 二 輪 自 動 車
- ・ 自 動 車 電 気 装 置
- ・ 自 動 車 車 体

【学科口述・実技試験】

- ・ 1 級 小 型 自 動 車

4. 必要書類

(1) 登録試験受験申請書 組合窓口、教育課にて無料配布

(2) 自動車整備実務経験証明書 注1

(振興会所定の様式をご使用ください。)

※振興会ホームページからもダウンロードできます。

1. 必ず、本人の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「職名（整備工であることが分かること）」
「自動車整備実務の期間」が記載されているものでなければなりません。

- ・ 1 級受験者→2 級取得後、自動車整備の実務経験 3 年以上
- ・ 2 級受験者→3 級取得後、自動車整備の実務経験 3 年以上
- ・ 3 級受験者→自動車整備の実務経験 1 年以上

2. 学歴等により、実務経験を短縮して受験される方は卒業証書の写し等、証明書類が必要です。

(3) 各合格証（コピー） 注1

1 級受験者→2 級合格証の写し

2 級受験者→3 級合格証の写し

(4) 学科試験合格証書（※実技試験受験者のみ提出）注1

(5) 写真 1 枚（**たて 6cm×よこ 4.5cm** 証明写真）大きさ厳守 申請書に貼付

※ 振興会で写真撮影できます。2 枚セットで 5 5 0 円（デジカメ撮影）

(6) はがき（連絡通知用、本人あての宛名書きをしておいて下さい。）

【学科】 1 級⇒4 枚（口述試験のみの方は 2 枚） 【実技】 2 枚
1 級以外⇒2 枚

(7) 受験料

【学科】 1 級⇒9,300 円
1 級以外⇒7,200 円

【実技】 14,000 円（今回実施は 1 級のみ）

※学科試験と実技試験の両方を受験される方は、実技試験用のはがき 2 枚と
受験料(14,000 円)については、学科試験合格後、提出して下さい。

(8) 受付手数料 330円

(9) 印鑑

認印（**スタンプタイプの印鑑は不可**）

注1. 上記必要書類のうち、整備士手帳に記載がある場合は、手帳確認で書類が省略できます。

【申請書等の記入についてのご注意】

申請書、連絡用ハガキ、実務経験証明書等の記入に際しては、**消せるボールペンの使用はできません。**

消せるボールペンは熱によって筆跡が消えてしまい、連絡用ハガキが宛先不明で届かないトラブルが発生しています。

申請書、実務経験証明書等、筆跡が消えた場合は無効となりますのでご注意ください。

【申請書虚偽記載についての注意】

（登録試験の合格取り消し）

登録試験事務規定 第18条

登録試験に合格した者が次の各号一に該当すると認められたときは、その合格を取り消し、かつ、直ちに合格証書の返納を求めることができる。

この場合において、その者について、**3年以内の期間を定めて登録試験を受けさせないことができる。**

- （1）登録試験に際し不正の行為があったとき。
- （2）申請書に虚偽の記載があったとき。**
- （3）自動車の整備に関し技能が十分でないことが明らかになったとき。

お問い合わせ先【教育課】 電話 098－877－7065